

## 障害福祉サービス等の事業を実施する法人に対する書面ヒアリング報告書

- 実施日 令和2年9月23日（水）から10月14日（水）
- 対象団体
  - ①障害福祉サービス
  - ②地域相談支援
  - ③計画相談支援
  - ④障害児通所支援
  - ⑤障害児相談支援
 の各事業を実施する 238 法人
- 回答 131 法人から回答（回答率 55.0%）
- ヒアリング内容

### 1 回答のあった法人の障害福祉サービス等の事業の実施状況について

・回答のあった131法人の障がい福祉サービス等の実施状況は図1のとおりであった。

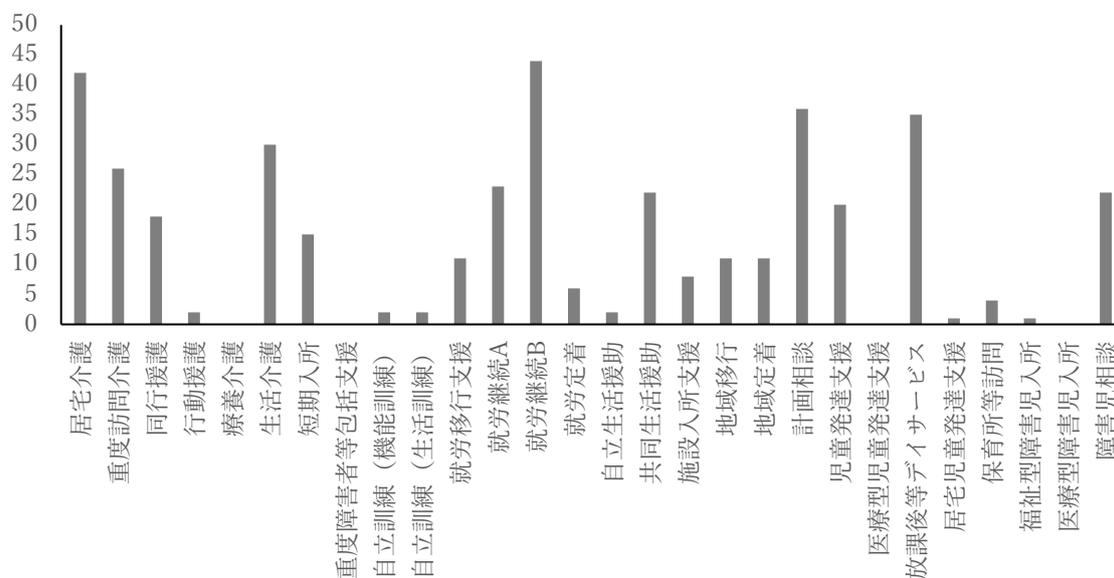


図1 回答のあった法人の障害福祉サービス等の実施状況

### 2 事業運営上の課題について

・利用希望者を断らざるを得ない状況があると回答した法人が41.2%であった。

- ・従業者がない（ヘルパーがない、利用希望の時間帯とヘルパーの空き時間との不一致などによる。）。
- ・障がいの特性によっては対応できない。
- ・放課後等デイサービス：利用希望が集中すると利用調整が必要。
- ・短期入所：定員等と比較して利用希望が多い
- ・計画相談：1人の相談員が担当する障がい児者が増加している。児童に関して基本相談の担い手がないため、（児童発達支援センターが）対応せざるを得ない。

・関係機関の連携について、回答数は他の項目と比較し多いわけではないが、様々な視点から意見があった。

- ・障害児通所支援について、教育委員会と障がい福祉課の連携があれば、よりスムーズにサービスを提供できたのではないかと（新型コロナウイルスに係る学校の休業措置関連）。
- ・一部の学校や教諭は、放課後等デイサービス事業に非協力的である。
- ・児童相談所、子ども総合相談センター等の行政機関からサービス支援者につながった後は、サービス支援者に任せっきりになっているのではないかと。
- ・同じ種類の事業所と事業の運営上の問題点や提供するサービスの内容について、気軽に話し合える場があるとありがたい。

・職員の人材育成に関して、研修の実施日数分、現在の業務を離れることは難しい。更に現任研修受講の要件として、過去5年間のうち2年以上の相談支援の実務経験が必要となり、更に相談支援専門員の人材確保が難しくなっている。

・相談支援事業所の経営の安定化の観点からも、モニタリングの期間の短縮を検討して欲しい。

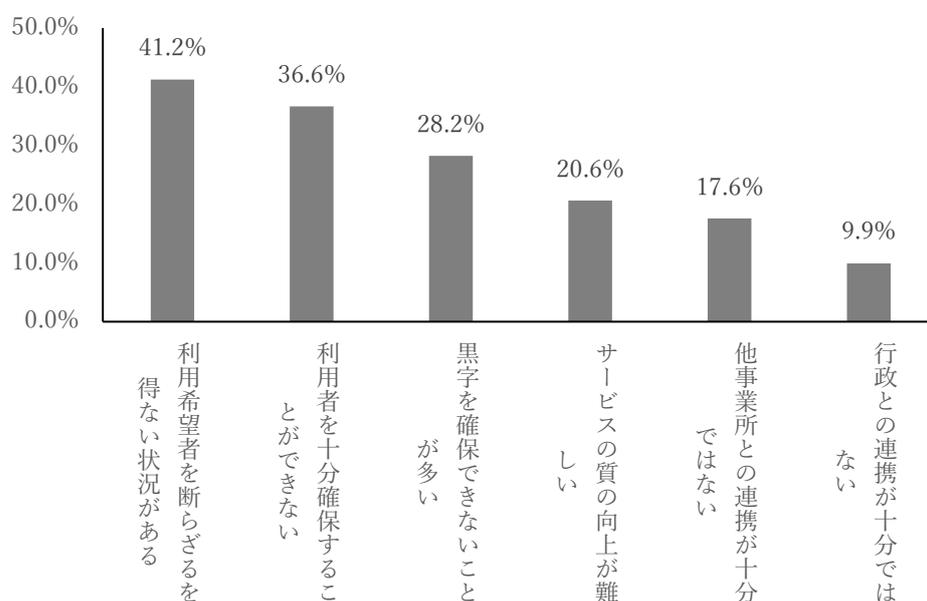


図2 事業運営上の課題

### 3 新型コロナウイルス感染症対策について

・従業員の確保、事業所に対する誹謗中傷及び感染していない利用者のサービス確保に関して不安があると回答した法人が約7割にのぼった。

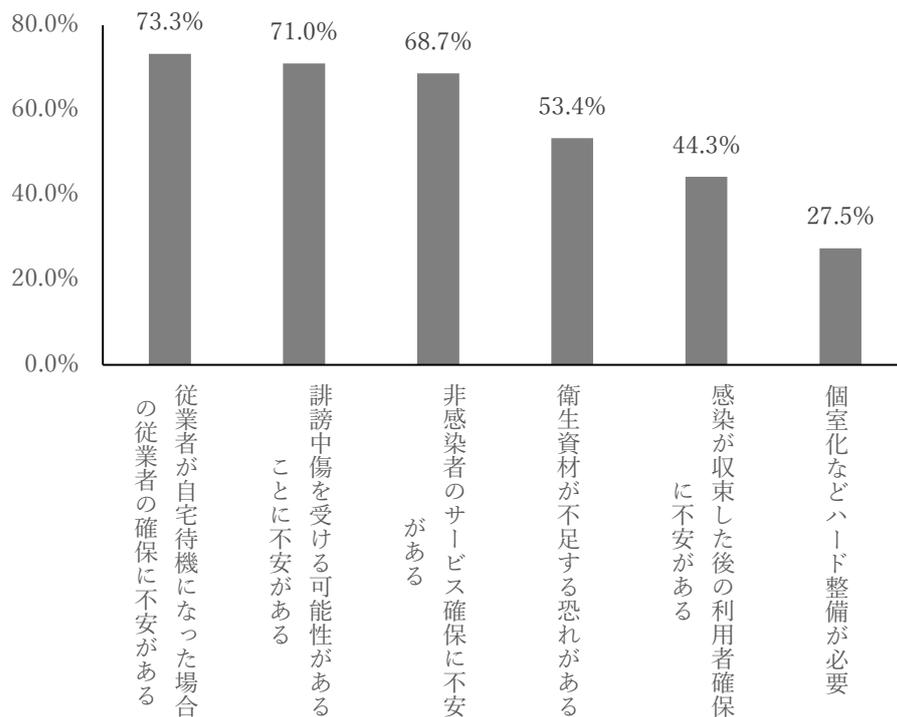


図3 新型コロナウイルスに関する不安

・このほか、以下のような意見等が寄せられた。

- ・施設内のゾーニング等について、医療機関と情報交換の場を持ちたい。
- ・濃厚接触者となり自宅待機となった重度訪問介護利用者を長時間介助するノウハウ等をオンラインで講習して欲しい。
- ・強度行動障がいや重度障がいがある方の御家族が、新型コロナウイルスに感染した場合、当該障がい者のケアを行う機関がない。
- ・新型コロナウイルス感染症が施設内で発生した場合、二次感染への補償等、どこまで想定しておけば良いかわからない。
- ・新型コロナウイルスの影響による事業収入の減少が生じている。

#### 4 人材確保等について

- ・約3割の法人が、優秀な人材を採用するためのPRができない状況があったり、採用した従業員が定着せず離職したりする状況があると回答した。
- ・新型コロナウイルスに関連して、どのような状況であっても必要とされる重要な職種であることが明確になり、職員の士気は高まったものの、人員確保の課題は依然として残っている。
- ・障がい者計画等において、福祉従事者の養成・定着について、目的・目標をもって示した

上で、各種養成機関と施設が協力し、人材育成を進めていかなければならない。

・このほか、自由記述には、以下のような回答があった。

- ・求人を出しても応募がない。
- ・従業員の待遇面の課題がある。
- ・慢性的な人材不足のため、新人が入ってきても教育が不十分で、そのため早期離職してしまうという負の連鎖になっている。
- ・特に看護師、運転手等は、確保が難しい職種である。
- ・従業員（特にヘルパー）の高齢化が進んでいる。
- ・現場ですぐに対応できる基本的な技術や知識（車いすの操作、食事介助等）を学べる場所や機関が必要ではないか。

## 5 災害対策について

・避難確保計画を策定済みの法人が 70.0%、避難訓練を定期的に行っている法人が 89.4%であった一方で、業務継続計画（BCP）を策定済みなのは、25.2%であった。

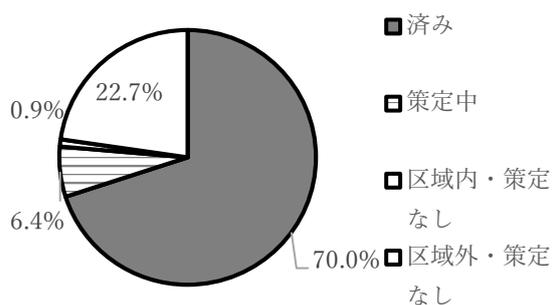


図4 避難確保計画の策定状況

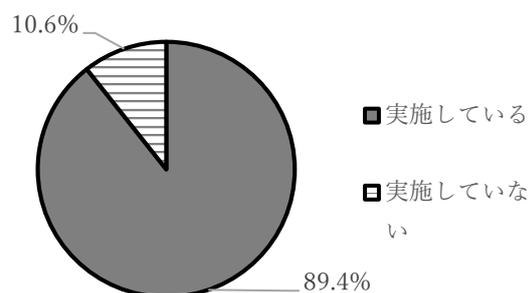


図5 避難訓練の状況

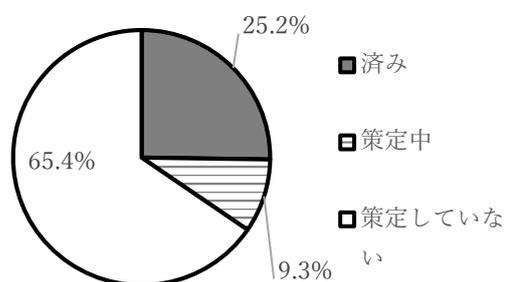


図6 事業継続計画（BCP）の状況

## 6 事業所数が足りていないと思われる障害福祉サービス等について

- ・計画相談支援（基幹相談支援センターの必要性に言及する意見もあり。）
- ・グループホーム（特に強度行動障がいがある方、重度障がい者、高齢障がい者、女性、身体障がい者向け）
- ・居宅サービス（特に夜間朝方の対応。）
- ・移動支援
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・就労継続支援 A 型（身体障がい者を対象としたコンピューター系以外の事業所を含む。）
- ・発達障がい者に特化した就労支援
- ・短期入所（緊急に宿泊が必要な場合を含む。）
- ・高齢と障がいの狭間にいる方の住まい
- ・生活介護（機械浴の設備が整った事業所、重症心身障がい者が利用できる事業所、障害支援区分 2 以下の方が利用できる事業所）
- ・施設入所支援
- ・中高生が利用できる事業所（中高生を対象にした就労準備型の放課後等デイサービスを含む。）
- ・超重症心身障がい児の相談
- ・サロンのように自分に合った過ごし方ができる場

※65 歳になったときの介護サービスへの移行が難しい場合がある。

## 7 その他

- ・事業の新設、拡大を検討している法人が 36.6%、現状維持を予定している法人が 55.7%であった（一部の法人は、市街化調整区域への日中事業所の新設が許可されないため、事業の統合縮小も検討しているとのこと。）。
- ・就労移行支援は、一般就労へ移行していくため、利用者確保が難しい。
- ・就労継続支援 A 型は利用者の確保が難しい。
- ・介護保険優先原則の名のもとに、利用者の意思に関係なく介護保険サービスへの移行を余儀なくされる状況は利用者の権利を侵害するものである。
- ・共生型サービスでは、通常より低い報酬が設定されているが、現場レベル又は利用者主体で見たときには、障がいと高齢の二重のニーズに応える形になっておらず、現実的ではない。
- ・ケアマネージャーや相談支援専門員が、介護保険制度と障害福祉制度の縦割りの中で、お互いの制度の詳細を知らない状況が多いのではないか。

- ・児童の支援について、丁寧なアセスメントがなされないまま、発達支援が開始されていることに懸念がある。
  - ・支援の入口の場面では、丁寧な相談援助が必要であり、母子保健の分野だけではなく、関係機関との連携が重要である。
  - ・各事業所の個別支援計画の精度や内容を含めた評価がなされるべきである。
  - ・本来、障害児通所支援で対応する必要のない子どもまで、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している可能性があり、相談支援専門員や児童発達支援管理責任者の役割が重要。
  - ・相談支援専門員による基本相談や、母子保健及び子育て支援等とリンクした切れ目のない制度作りと、療育等支援事業等を通したアウトリーチ型の包括的支援が重要。
  - ・高校を卒業して、放課後等デイサービスから生活介護又は就労系サービスに移ったときに、帰宅時間が早まる場合が多く、家族が不在となる時間が生じてしまう。
- ・盲ろう者が共同生活援助の利用を始めたところ、自宅帰宅時の行動援護の利用ができなくなり、生活レベルの低下につながるのではと危惧している。
- ・かつて実施されていた強度行動障がい支援事業のような事業が実施できないか？（特に専門性の高い課題解決に着目したようなメニュー）